

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例（平成16年3月31日京都市条例第60号）（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）

寄付の受納に伴い、次のとおり基金の金額を引き上げることとしました。

基金名	改正前	改正後
山下達雄・亮子奨学基金	18,000,000 <sup>円</sup>	19,000,000 <sup>円</sup>
日産建設奨学基金	10,000,000	11,000,000
いづみ会奨学基金	2,800,000	3,220,000

この条例は、平成16年3月31日から施行することとしました。

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榎本 頼兼

京都市条例第60号

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を次のように改正する。

別表中「18,000,000」を「19,000,000」に、

日産建設奨学基金	10,000,000	を
日産建設奨学基金	11,000,000	に

「2,800,000」を「3,220,000」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)